**くらしの情報**

くらしの情報や各種募集、催し・講座、健康情報を紹介します。

**休日部活動地域移行推進計画（中間案）に対する意見を募集します**

問い合わせ 生涯学習課学校部活動地域移行推進室　電話23-2213 ファクス23-1011

　市では、子どもたちのスポーツや文化芸術活動の場を継続的に確保するため、「休日部活動地域移行推進計画」の策定を進めています。皆さんからの意見を募集します。

■公表方法

①市ウェブサイトでの閲覧

②窓口での閲覧

・市政情報センター（市役所本　庁舎1階）

・市政情報コーナー（各総合支所地域振興課内）

・生涯学習課（市役所本庁舎3階南側）

■応募対象者

　市民または市内に通勤・通学している人、市内に事業所を有する個人または法人

■意見の提出期間

　3月1日（金曜日）～21日（木曜日）

■意見の提出方法

　計画に対する意見と氏名または事業所名称、住所または事業所の所在地、連絡先（電話番号など）を必ず記入し、持参、郵送、ファクス、Eメール、応募フォームのいずれかで提出

※匿名、電話での意見には応じられません。

■提出方法

①持参の場合

月～金曜日 8時30分～17時15分（祝日を除く）

生涯学習課、または各総合支所地域振興課に提出

②郵送の場合

〒989－6188

大崎市古川七日町1番1号

生涯学習課に郵送（3月21日（木曜日）消印有効）

③ファクスの場合

　生涯学習課に送信

④Ｅメールの場合

件名を「休日部活動地域移行推進計画（中間案）」とし、生涯学習課（ed-shogaku@city.osaki.miyagi.jp）へ送信

⑤応募フォームの場合

二次元コードを読み取り、意見を入力（フォームの開設期間は応募期間と同様）

**転出届は郵送やマイナポータルからのオンラインで手続きができます**

問い合わせ 市民課住民異動担当 電話23-6079

　住民異動が多くなる3月から4月は窓口の混雑が予想されます。転出届をせず、他市町村に引っ越してしまった場合などには、窓口に来庁せずに郵送やマイナポータルからのオンラインで転出の届け出を行うことができます。

　詳しくは、市ウェブサイトを確認するか、問い合わせください。

**郵送の場合**

　必要書類を市民課住民異動担当へ郵送してください。郵送の場合は、他市町村に引っ越し後の受け付けとなります。

■必要なもの

①郵送による転出届出書

※市ウェブサイトからダウンロードすることができます。

②転出先の住所・氏名を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）

③マイナンバーカードや運転免許証など、届け出する人の本人確認ができる書類の写し

④国民健康保険証や印鑑登録証など、大崎市から発行されているもの

■郵送先

〒989－6188

大崎市古川七日町1番1号

市民課住民異動担当

**マイナポータルの場合**

　マイナポータルからのオンライン転出は引っ越し前から申請することができます。

※転出後、15日を経過している場合や、海外へ転出する場合は、手続きすることはできません。

■手続きできる人

　引っ越しをする本人

※同一世帯の人が同じ新しい住所に引っ越しをする場合は、まとめて手続きができます。

■必要なもの

　申請する本人の、有効な電子証明書が作成されたマイナンバーカード

**国民健康保険の資格変更はありませんか**

問い合わせ 保険年金課医療保険担当 電話23-6051

　就職や引っ越しなどで国民健康保険の加入や喪失をする人は、変更があった日から14日以内に手続きが必要です。

　手続きが遅れると、医療費が全額自己負担になる場合や、国民健康保険税と社会保険料を二重に納める可能性があります。

　国民健康保険の資格の変更があった人は、必ず手続きをしてください。

**国民健康保険加入・喪失の手続き**

■手続きできる人

　本人、同一世帯の人、または本人からの委任状を持参した人

※運転免許証など、本人確認書類が必要です。

※加入する場合と喪失する場合では、必要なものが異なります。詳しくは、問い合わせください。

■手続き場所

　市民課、または各総合支所市民福祉課

**社会保険をやめた人の健康保険について**

　次のいずれかの公的医療保険に加入してください。

①任意継続被保険者制度

　社会保険などに2カ月以上継続して加入していた人は、最長で2年間継続して加入することができます。資格の喪失後20日以内に手続きが必要です。

　詳しくは、加入者本人の勤務先に確認してください。

②家族の社会保険など

　家族の社会保険の扶養に入ることができる場合があります。

　詳しくは、家族の勤務先に確認してください。

③国民健康保険

　市民課、または各総合支所市民福祉課で手続きを行ってください。

**「まちづくり協議会」の第7期委員を募集します**

問い合わせ まちづくり推進課地域自治・NPO担当 電話23-5069

　住民自治の向上と活力ある地域の創造に向けて、地域ごとに設置している「まちづくり協議会」の第7期委員を募集します。

■任期

　令和6年6月1日～令和8年5月31日（2年間）

■選考方法

　書類審査や男女比、年齢層などを考慮して選考し、結果は全員に通知

■応募資格

　応募するまちづくり協議会の区域内に住所を有する満20歳以上の人で、本市の議員・職員でない人

■募集人数

　各地域3人以内（古川地域は5人以内）

■応募方法

　まちづくり推進課もしくは各総合支所地域振興課で配布、もしくは市ウェブサイトからダウンロードした所定の応募用紙とレポート（800字程度）を添えて、まちづくり推進課（市役所本庁舎3階南側）もしくは各総合支所地域振興課へ持参、Eメール（machi@city.osaki.miyagi.jp）もしくは郵送または市ウェブサイトの応募フォームのいずれかで応募

■提出先

　〒989－6188

　大崎市古川七日町1番1号

　まちづくり推進課に郵送　（3月29日（金曜日）必着）

※レポートのテーマは、地域ごとに設定されています。詳しくは、市ウェブサイトもしくはまちづくり推進課、または各総合支所地域振興課へ問い合わせください。

■募集期間

　3月1日（金曜日）～29日（金曜日）

写真：まちづくり連絡会議で話し合いを行う委員

**まちづくり協議会とは**

　大崎市まちづくり協議会条例に定めるまちづくり協議会をいいます。

　住民と行政が一体となり、共に行動できる協働のまちづくりの推進と、これまで培われてきた地域の住民活動を継続・発展させるため、住民自治の向上と活力ある地域の創造に寄与することを目的としています。